

全建事発第012号
令和3年4月19日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき
区域の変更（令和3年4月9日）に伴う工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月9日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等
対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、
宮城県、大阪府、兵庫県の1府2県から東京都、京都府、沖縄県を含む1都2
府3県に拡大する公示がなされ、拡大された重点措置区域においても12日から
まん延防止等重点措置を実施することが決定されたところですが、これを
踏まえ、国土交通省より、施工中の工事における感染拡大防止措置等への対応
について、別添のとおり通知がありました。

また、標記にかかる地方整備局等、地方公共団体及び民間発注者団体宛の
通知も参考添付されていますので、併せて、貴会会員企業の皆様へ周知賜り
ますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp